

令和6年度の児童虐待相談対応件数について（資料）

（問1）令和6年度の県内の児童虐待相談対応件数が「依然として高い水準を維持している理由は何か。

（1）関係機関との連携強化

- ・相談経路別に見ると、関係機関からの相談は、総件数3,148件のうち、76.2%（2,397件）を占めている。
- ・そのうち、警察等、福祉事務所、学校等の関係機関からの相談対応件数が多く、その件数を合計すると、総件数3,148件のうち、2,047件と6割を超えている。
- ・「警察等」からの相談件対応数は昨年度から減少したものの、総件数のうち、51.1%（1,607件）を占め、児童虐待防止法が施行された平成12年度（45件）の、約36倍となった。

（2）広報啓発活動及び事件報道等による社会的関心の高まり、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の知名度の向上

- ・相談経路別に見ると、「近隣知人」からの相談（通告）は440件と児童虐待防止法が施行された平成12年度（26件）の約17倍となっている。
- ・虐待通告に係る広報啓発活動により、いわゆる「泣き声通告」など、疑いの段階でも児童相談所に「通告」という意識が高まったことや児童虐待死亡事件等のマスコミ報道を受けて児童虐待への社会的関心が高まったこと、並びに、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）により通告がしやすくなったことで、相談対応件数が増加しているものと思われる。

（3）面前DVを受けている子どもや被虐待児のきょうだいの積極的受理

- ・平成25年8月の「子ども虐待対応の手引き」の改訂を受けて、虐待を受けている子どものきょうだいについて、虐待場面の目撃による心理的虐待（面前DV）として受理し対応することになった。
- ・児童相談所と警察との連携が進んだことに加え、警察がDV事案へ積極的に介入し、警察から児童相談所への面前DV等の通告が増加したことが要因の一つである。

相談経路別「関係機関」と「家族等」（うち、「福祉事務所」「警察等」「学校等」「近隣知人」の件数の推移（単位：件、％）

年度	H12	H17	R1	R2	R3	R4	R5	R6
合計	444	601	3,461	3,930	3,717	3,823	3,554	3,148
関係機関計	367	454	2,486	2,817	2,647	2,835	2,593	2,397
A	(82.7)	(75.5)	(71.8)	(71.7)	(71.2)	(74.2)	(73.0)	(76.2)
うち	146	137	241	315	223	314	214	188
福祉事務所	(32.9)	(22.8)	(7.0)	(8.0)	(6.0)	(8.2)	(6.0)	(6.0)
警察等	45	97	1,477	1,752	1,710	1,760	1,706	1,607 (51.1)
(10.1)	(16.1)	(42.7)	(44.6)	(46.0)	(46.0)	(48.0)		
学校等	66	78	334	307	304	293	284	252
(14.9)	(13.0)	(9.7)	(7.8)	(8.2)	(7.7)	(8.0)	(8.0)	(8.0)
家族等計 B	77	147	975	1,113	1,070	988	961	751
(17.3)	(24.5)	(28.2)	(28.3)	(28.8)	(25.8)	(27.0)	(23.8)	
うち	26	84	654	740	713	603	607	440
近隣知人	(5.9)	(14.0)	(18.9)	(18.8)	(19.2)	(15.8)	(17.1)	(14.0)

※（ ）内は、合計に占める割合

※割合は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100パーセントにならない場合がある。

（問2） 心理的虐待が多い理由は何か。

- ・平成16年の児童虐待防止法改正により、児童虐待の定義の見直しが行われ、児童がDVを目撃することについても心理的虐待と定義されることと定められた。
- ・令和6年度の警察等からの相談対応件数を種類別で見ると心理的虐待が多く(1,278件)、その心理的虐待の内訳として、子どもの前で配偶者に暴力をふるう、いわゆる「面前DV」が心理的虐待の83.1%(1,019件)を占めている。警察のDV事案への積極的介入及び子どもの安全重視の認識の高まりが増加の背景にあると思われる。

警察等からの虐待相談対応件数の内訳（種類別）

（単位：件、％）

年度	種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待		ネグレクト	合計
				うち面前DV			
R5		204	3	1,370	1,019 (74.4)	129	1,706
R6		207	17	1,278	1,062 (83.1)	105	1,607

※（ ）内は心理的虐待の合計数に占める割合

（問3） 虐待相談対応件数が減少したが、一時保護件数はどのように変わっているのか。

- ・一時保護は、親の虐待や放任等により緊急に子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等に、原則2ヶ月まで子どもを一時保護施設等に入所させることができる。
- ・一時保護を実施した児童の延人数は736人となっている。

虐待による一時保護（委託含む）件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	828	767	698	950	824	736

(問4) 今後の児童虐待への県の取組内容について伺う。

- ・児童虐待は、心身の成長と人格の形成に重大な影響を及ぼす行為であり、子どもの命に危険を及ぼすことから、**児童虐待防止策を最重要課題として取組む**。また、虐待相談受理後は、速やかな児童の安全確認を行い、一時保護など迅速かつ的確な対応を図る。
- ・今年度は、一時保護所に児童相談所職員を計6名増員し、児童相談所の体制強化を図っている。
- ・里親支援センターと連携し、里親に里親及び委託児童の自立支援を包括的な支援を実施している。

児童虐待防止対策に係る主な取組

区 分	主な取組
児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所の新たな設備運営基準への対応【R7新規】 1か所3人（児童指導員、心理療法担当、看護師）、計6人増員 ・一時保護時の新たな司法審査への対応【R7新規】 東部・中央児童相談所に司法審査対応職員各1人、計2人配置 ・こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得促進【R7拡充】
広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)の普及活動を実施予定
虐待予防・関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・西部児童相談所管内に児童家庭支援センターを1か所新設【R7新規】 R6：3か所⇒R7：4か所（富士、東部、中央、西部の4児相管内） ・児童家庭支援センターにおける地域連携担当職員の配置促進【R7新規】 ・思いがけない妊娠相談窓口「しずおか妊娠SOS」による電話相談対応（電話番号：080-7206-2409） ・医療機関に対して児童虐待への適切な対応を助言する相談窓口を運営（県立こども病院内に設置）
児童の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意見表明等支援事業の対象施設の拡大 R6：2か所⇒R7：8か所
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを対象としたLINE相談窓口「しずおかこども・家庭相談」を運営
市町支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター設置促進及び運営支援のための研修会の実施
里親支援	<ul style="list-style-type: none"> ・里親に対する研修等の充実 ・中央及び富士児童相談所管内に里親支援センターを各1か所新設、計2か所設置【R7新規】

児童虐待相談対応件数

(こども家庭課)

1 種類別にみた虐待相談対応件数の推移

(単位：件)

種別／年度		R4				R5				R6			
		県児相	静岡市	浜松市		県児相	静岡市	浜松市		県児相	静岡市	浜松市	
静岡県		3,823				3,554				3,148			
		2,054	897	872		1,961	832	761		1,756	679	713	
内訳	身体的虐待	825	382	214	229	811	384	245	182	719	325	195	199
	性的虐待	71	29	13	29	46	27	5	14	53	26	8	19
	心理的虐待	2,278	1,293	521	464	2,141	1,246	437	458	1,889	1,135	348	406
	ネグレクト	649	350	149	150	556	304	145	107	487	270	128	89
全国		214,843				225,509				—			

2 相談経路別対応件数

(単位：件)

区分／年度		R4				R5				R6			
		全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市
関係機関から	児童相談所	227	100	44	83	161	103	17	41	109	77	20	12
	福祉事務所	314	232	39	43	214	143	31	40	188	108	23	57
	町役場	22	22	0	0	8	7	1	0	6	6	0	0
	児童委員	9	2	0	7	11	8	3	0	2	1	1	0
	保健所・保健センター	20	1	18	1	22	7	15	0	8	0	8	0
	医療機関	104	55	34	15	113	74	21	18	143	88	27	28
	児童福祉施設・保育所	20	5	10	5	34	4	20	10	25	2	12	11
	警察等	1,759	1,099	351	310	1,706	1,039	325	342	1,607	1,048	283	276
	幼稚園・学校教育委員会	293	101	107	85	284	121	95	68	252	63	97	92
	その他	67	9	24	33	40	13	11	16	57	20	16	21
小計	2,835	1,626	627	582	2,593	1,519	539	535	2,397	1,413	487	497	

家族等から	虐待者本人	103	26	56	21	116	36	52	28	94	28	31	35
	家族・親戚	240	99	68	73	208	101	70	37	159	72	46	41
	近隣・知人	603	279	140	184	607	284	164	159	440	216	100	124
	児童本人	42	24	6	12	30	21	7	2	58	27	15	16
	小計	988	428	270	290	961	442	293	226	751	343	192	216
合計	3,823	2,054	897	872	3,554	1,961	832	761	3,148	1,756	679	713	

3 被虐待児の年齢別状況

(単位：件)

区分	R4				R5				R6			
	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市
3才未満	808	453	193	162	762	407	183	172	607	333	129	145
3才以上 学齢前	801	431	206	164	726	406	211	109	666	381	129	156
小学生	1,401	733	323	345	1,225	691	263	271	1,124	635	235	254
中学生	536	284	120	132	548	293	128	127	466	251	115	100
高校生・ その他	277	153	55	69	293	164	47	82	285	156	71	58
合計	3,823	2,054	897	872	3,554	1,961	832	761	3,148	1,756	679	713

4 主たる虐待者の状況

(単位：件)

区分	R4				R5				R6			
	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市
実父	1,436	697	392	347	1,285	663	310	312	1,086	502	277	307
実父 以外の父	213	126	36	51	219	117	44	58	157	73	30	54
実母	1,798	904	434	460	1,722	885	453	384	1,428	744	350	334
実母 以外の母	17	15	1	1	20	13	5	2	7	5	1	1
その他	359	312	34	13	308	283	20	5	470	432	21	17
合計	3,823	2,054	897	872	3,554	1,961	832	761	3,148	1,756	679	713

5 児童相談所別対応件数

(単位：件)

児相/年度	R4	R5	R6
賀茂	34	44	20
東部	841	753	703
富士	449	385	349
中央	361	421	353
西部	369	358	331
静岡市	897	832	679
浜松市	872	761	713
合計	3,823	3,554	3,148

6 虐待による一時保護の状況

(単位：人)

区分/ 年度		R4				R5				R6			
		全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市	全県	県児相	静岡市	浜松市
保護所	人数	389	160	114	118	395	162	153	80	286	110	121	66
委託	人数	555	403	95	60	429	265	114	50	430	273	96	70
合計	人数	950	563	209	178	824	427	267	130	736	383	217	136

児童虐待事案に関する児童相談所と警察との情報共有等の取扱いについて

1 目的

児童虐待の対応においては、子どもの最善の利益の観点から、関係機関が緊密な連携を図り、子どもの安全確保を最優先に対応することが重要である。

子どもの生命や心身の安全を守るため、児童相談所と警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化することを目的とする。

2 情報共有及び情報提供

(1) 児童相談所と警察との情報の共有や相互協力体制の強化を図るため、児童相談所に通告・送致があった児童虐待事案については全件、各児童相談所管内の市町において開催されている要保護児童対策地域協議会の実務者会議において報告し、積極的な情報共有を図ることとする。

(2) 児童相談所に通告・送致があったケースのうち、児童相談所が相談支援を行うに当たり、特に、警察との個別の連携が必要と判断したものについては、警察に対し、積極的に相談を行い、対応を協議するものとする。

加えて以下については、警察に対し随時情報提供し、必要に応じて対応を協議するものとする。相談、情報提供を行う場合、警察に「相談連絡票」(様式1)を送付することとする。

ア 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案

イ 虐待通告受理後子どもと面会が出来ず48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案

ウ 児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしているものであって当該措置を解除し家庭復帰する事案

また、警察からの通告を受理したケースについては、その後の対応の状況等を警察に対し、適切に情報提供することとする。

3 児童相談所から警察への緊急連絡等に関する基準

児童相談所に通告・送致があったケースのうち、子どもの生命に危険を及ぼすもの、子どもの心身の発達に深刻な影響をもたらすもの、保護者等の行為が悪質なもの、再発の危険性が高いもの、故意または重大な過失が疑われるものなど、子どもの安全が憂慮されるもので、次に掲げるものは、虐待の事実が確認できなかったものも含め、警察に対し、緊急連絡を行うこととする。

緊急連絡を行う場合、警察に「緊急連絡票」(様式2)を送付することとする。

(1) 手術を要する外傷・火傷、重度の栄養失調状態、説明のつかない新旧混在する受傷痕、その他重症と思われる身体状態をきたした原因への調査が必要な場合

(2) 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、裸体の撮影が行われたもの

(3) 児童相談所長が警察への連絡が必要と判断したもの

※なお、上記(1)及び(2)は、具体例を例示列挙したものであり、これ以外の事例についても、子どもの安全確保を最優先に対応するという観点から判断を行い、積極的に緊急連絡を行うこととする。

4 警察から児童相談所への情報照会

警察は、児童虐待が疑われる情報を覚知し、警察職員が現場臨場し、児童の安全確認を行った結果、その時点において通告の必要がないと判断した児童について、関係する児童相談所に対し通報の経緯等を情報提供するとともに、当該児童に係る過去の対応状況等を「児童虐待容疑事案にかかる情報照会（依頼）」（様式3）により、児童相談所へ照会する。

児童相談所は、警察からの照会に対し、ケース取扱いの有無、当該児童の取扱いがあった場合にはその経過等について、「児童虐待容疑事案にかかる情報照会（回答）」（様式4）により回答する。

5 援助要請

児童相談所が子どもとの面会ができず、安全が確認出来ないため立入調査を実施する場合、必要に応じて警察に援助要請を行うこととする。

警察は児童相談所からの援助要請があり、警察署長が必要と認めるときは援助を行うものとする。

附 則

この取扱いは、平成31年3月12日から適用する。